

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、文章により説明を行うものです。

社会福祉法人たんぽぽ福祉会は入居者に対して共同生活援助サービスを提供します。事業所設備の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供開始日

あなたのサービス提供開始日は平成 年 月 日です。

2. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人たんぽぽ福祉会
事業者の所在地	岐阜県恵那市長島町久須見 1083 番地 35
代表者氏名	理事長 小坂 孫次
電話番号	0573-26-4356
ファックス番号	0573-26-5827
認可年月日/事業者番号	平成18年10月1日 212170104
ホームページアドレス	http://enatanpopo.com

3. 事業の目的と運営の方針

事業の種類	共同生活援助事業		
事業の目的	入居者に対し共同生活を送る住居において家事等の日常生活上の支援や食事等を提供し、入浴支援をします		
事業所の名称	恵那たんぽぽ作業所グループホーム2		
管理者	八澤 正弘		
サービス管理責任者	可児 悦子		
事業所所在地	岐阜県恵那市長島町久須見 1083 番地 35		
運営方針	別紙 社会福祉法人たんぽぽ福祉会 恵那たんぽぽ作業所グループホーム2 運営規程による		
電話番号/FAX番号	0573-26-4356 / 0573-26-5827		
電子メールアドレス	tanpopos@poplar.ocn.ne.jp		
あなたのご利用ホーム	桜台ホーム	定員 7名	計 28名
	第二桜台ホーム	定員 7名	
	第三桜台ホーム	定員 7名	
	武並ホーム	定員 7名	

4. サービスに係るホーム（共同生活住居）の概要

桜台ホーム

(1) 建物等

共同生活住居の所在地	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞332番地272
共同生活住居の構造	木造スレート葺2階建
共同生活住居の延床面積	174.55㎡
共同生活住居の電話番号	0573-25-0353

(2) 主な設備・備品

火災報知機 消火器 誘導灯 テレビ 冷蔵庫 洗濯機 電話

第二桜台ホーム

(1) 建物等

共同生活住居の所在地	岐阜県恵那市長島町永田字城ヶ洞332番地292
共同生活住居の構造	鉄骨造合金鍍金高床式平屋建
共同生活住居の延床面積	155.62㎡
共同生活住居の電話番号	0573-26-3982

(2) 主な設備・備品

火災報知機 消火器 誘導灯 テレビ 冷蔵庫 洗濯機 電話 エアコン

第三桜台ホーム

(1) 建物等

共同生活住居の所在地	岐阜県恵那市長島町永田字中島341番地14
共同生活住居の構造	木造平屋階建
共同生活住居の延床面積	146.56㎡
共同生活住居の電話番号	0573-25-3101

(2) 主な設備・備品

火災報知機 消火器 誘導灯 テレビ 冷蔵庫 洗濯機 電話 エアコン

武並ホーム

(1) 建物等

共同生活住居の所在地	岐阜県恵那市武並町竹折字山下860番地7
共同生活住居の構造	木造2階建
共同生活住居の延床面積	174.55㎡
共同生活住居の電話番号	0573-28-2324

(2) 主な設備・備品

火災報知機 火災通報装置 消火器 誘導灯 テレビ 冷蔵庫 洗濯機 電話 エアコン
--

5. 職員体制

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算後の職員	指定基準
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			1	1
サービス管理責任者	1	1				1	1
世 話 人	7	2		5		5.2	4.67
事 務 員	1				1	0.125	-

6. 職員の職務内容

- (1) 管理者は、従業者の管理、共同生活援助の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行うとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の職員・従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 世話人は、食事の提供や生活上の支援等、日常生活を適切に援助する。

7. サービス提供の内容

(1) 訓練給付費から給付されるサービス

訓練給付費（市町から支給される額及び入居者の定率負担額等）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。

なお、入居者個人個人について提供される全てのサービスは、利用契約書の規定により作成する「個別支援計画」に基づいて行われます。個別支援計画書は利用者の同意をいただき、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。利用料金が支援費から給付されるサービスについて（支援費給付費対象サービス）支援費（市町村から支給される額および利用者負担金として市町村が定めた額を合わせたもの）の範囲内で提供するサービスの内容は以下のとおりです。なお、利用者個人個人について提供するサービス内容については「サービス利用契約書」により作成する個別支援計画書に基づくものとします。

①基本的な生活にかかわる支援

種 類	内 容
食 事	栄養と入居者の身体的な状況及び嗜好に配慮した食事を提供します。
洗 濯	入居者が常に衛生的で清潔感のある衣類を身につけていただけるよう支援を行います。
着 脱 衣	季節の気候、利用者の希望に応じた着替えを支援行います。
整 容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう支援を行います。
入 浴	毎日入浴可能です。
清 掃	入居者が快適な生活をおくれるよう居住環境を清潔に保つことに努めます。居室等生活の場所については基本的に利用者自身が行うこととし、掃除について学習となる支援を行い、個々の状況に応じて必要な支援を行います。居室以外の場所については職員が行うことを原則とします。
整 理 整 頓	入居者本人の私物に関しては入居者自身で行ってまいります。ただし、個々の状況に応じて職員が支援を行う場合は、事前に入居者の了解を得てから行います。
移 動	入居者の精神、身体状況に応じて適切な支援を行います。
安 全 管 理	入居者の生活が安全で安心感のあるものとするため衛生的管理、建物設備に関する安全管理に努め、必要な改善・改修を行います。また、入居者の安全に配慮すると同時に入居者本人が安全に対する意識を持てる支援をします。

②日中活動にかかわる支援

日常的活動支援	日中活動先との調整等をたんぼぼ福祉会と連携して支援します。
社会活動支援	入居者の状態に応じて、権利行使にかかわる活動を支援します。たんぼぼ福祉会施設が行う年4回の大きな行事についても参加します。

③社会生活にかかわる支援

コミュニケーション	入居者個々の能力に応じて様々な手法により意思を伝達することができるように支援します。
情 報 提 供	社会参加を図る一環として個別的な説明も含め、入居者に対して必要かつ有益な情報を提供します。
相談及び援助	入居者及び入居者家族等からの相談については、必要に応じて相談を受け支援を行うよう努めます。
人 間 関 係	必要な人的・物的な環境調整とともに、円滑な人間関係を築くための社会性を身につけることができるよう支援します。

金 銭 管 理	基本的には入居者自身で行っていただきますが必要に応じて個々の能力に応じた方法で行えるよう支援します。
社会資源の利用	入居者がより社会と関わりをもてる生活を送ることのできるよう、地域住民の活動参加等社会資源の活用を図ります。

④健康にかかわる支援

健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医による診療が可能です。本人の希望等で受診します。 ・年2回の定期健康診断を実施します。 <p>バックアップ施設の看護師による健康相談、同施設の栄養士による栄養相談も含め、必要に応じてバックアップ施設との連携により病気の予防と健康増進に努めます。</p>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・薬の管理について本人と相談の上、誤りないよう支援します。 ・通院についてはすみやかに通院対応致します。 ・通院の必要ない利用者については看護師が処置等で対応します。 ・入院中の支援については定期的な訪問を行います。 <p>保護者の方への連絡等を行います。</p> <p>日用品の補充については、サービス管理責任者が行います。</p>

(3) 給付対象外サービス

種 類	内 容
光 熱 水 費	住居に係る光熱水費として負担をしていただきます。
活 動 費	入居者の自由参加による活動（たとえばカラオケ・習字・陶芸等）についてはすべて実費をいただきます。（講師料、材料代等）
日 常 生 活 費	入居者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 当事業所の中の流れに合った生活を進めるため街へ行き、自分の欲しい物を購入する事、また金銭の使い方の勉強のため本人が考える事を支援しています。
日常生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関への手続き事務等について、入居者、家族の同意を得て代行します。
金 銭 管 理	入居者、家族等からの依頼により、金銭管理を行います。 管理事務費 50円/日一人当たりいただきます。
保 健 衛 生 費	インフルエンザ予防接種費用、健康診断費用、血液検査費用、入院時費用（差額ベット代等）実費をいただきます。
移送・付添いサービス	◎ 人件費 1,000 円/時間 ◎ 交通費 タクシーは実費 施設の車を使用する場合 20 円/km ・基本的には入居者に対する指定医療機関への通院については事業所が対応しますが、特別の場合、特に往復半日以上かかる遠隔地への通院は実費、本人負担となる事もあります。しかし、日中活動中の健康管理や急病等についての通院は事業所で行います。 バックアップ施設の看護師が入居者本人の健康状態を把握する必要から通院に同伴する場合がありますが、実費負担についてはその時々の状況によります。

帰省	<ul style="list-style-type: none"> 希望による帰省で家族が迎えに来れない場合タクシー等利用する等についてはすべて本人負担とします。また事業所が行った場合人件費・交通費は本人負担とします。 帰省にかかる費用・交通費は本人負担です。 恵那たんぼぼ作業所グループホーム2では今まで自主帰省を続けています。これは本人自身の社会性の学習の場でもあり、家族の絆を大切にするという事、また精神的安定を図り、共同生活で感じるストレスを癒す場であります。 帰省を楽しみに生活リズムを作り、安定した生活（将来親亡き後、帰宅出来なくなったり回数が減る場合があっても、その状況が理解できる人になる）を送る事が出来ると考えています。 本人の能力、まだ本人だけでの帰省が出来ない場合その費用交通費は本人負担とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 証明書諸書類の発行代 在所証明書の発行及び文書コピー費について送料及び文書料 200 円。コピー代 10 円です。 共益費を責任者（職員）が徴収し、世話人が管理し、購入及び必要な支払を行います。 故意または過失による破損の弁償費用 ぎふ福祉互助会に加入している方は損害賠償の利用により補償していただくこともできます。ぎふ福祉互助会に加入していない方やぎふ福祉互助会の保険適用がなされないケースについては実費請求させていただきます。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

以下のサービスについては、利用料金をいただきます。

項目	日 額	標準月額
共 益 費（光熱水費）	-	10,000円
家 賃 (特定障害者特別給付費(補足給付)による家賃軽減措置のある利用者については右記金額から補足給付費を引いた額を利用料金としていただきます。)	-	25,000円
食 材 費	-	30,000円
金 銭 管 理 サ ー ビ ス	50 円	1,500円
日常生活費および教養娯楽費	実 費	実 費
理 容 ・ 美 容 料	実 費	実 費
電気代（個人でテレビ・冷蔵庫等使用する場合）	実 費	実 費

(3) 利用者の選択により提供するサービス料金

特別な食事	実費請求させていただきます。
移送・付添サービス	実費請求させていただきます。
その他	指定外医療機関への薬の受け取り、施設外での買物代行については1回につき500円とします。 その他のサービスについては実費をいただきます。

(4) その他

入居者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室

が明け渡されたまでの期間にかかる次の料金をいただきます。

- ・入居者の障害程度に応じたサービス利用料金。
- ・その他受けたサービスの実費。

(5) 利用負担金の支払い方法

上記利用料金の支払いは、1カ月ごとに計算し、請求しますので指定された日までに以下の方法でお支払い下さい。

〈 支払方法 〉

- ・自動口座引き落としとしてお願いします。手数料は1回につき10円です
- ・ご利用できる金融機関 ゆうちょ銀行

8. 年金管理について

事業所では年金をお預かりいたしません。年金をお預かりする場合は年金管理委員会に加入していただき、年金を年金管理委員会がお預りいたします。年金管理については年金管理委員会は年金管理委員会規程を遵守いたします。

9. 守秘義務等

- ① 職員は、事業上知り得た入居者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ② 事業者は、入居者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

10. 要望・苦情等申し立て先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 苦情申立先

当事業所 利用相談窓口	・窓口担当者 サービス管理責任者：可児 悦子 ・ご利用時間 9：00～17：00 (日曜・祭日、年末年始を除く) ・電話番号 0573-26-4356 ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
恵那市役所 社会福祉課	・所在地 恵那市長島町正家1丁目1-1 ・電話番号 0573-26-2111
第三者委員	・山村 文子 恵那市大井町1970-2 ・宮地 政臣 恵那市三郷町野井1725-8
岐阜県 運営適正委員会	・所在地 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 ・電話番号 058-278-5136 ・ファックス 058-278-5137

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 可児 悦子 ・解決責任者 八澤 正弘 ・ご利用時間 9：00～17：00(日曜・祭日、年末年始を除く) ・電話番号 0573-26-4356 ・ファックス 0573-26-5827
------------------	---

11. 協力医療機関

医療機関の名称	市立恵那病院
管理者名	細江 昌彦
所在地	恵那市大井町2725
電話番号	0573-26-2121
診察科	内科、呼吸器内科、消化器内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科他
入院設備	有り

医療機関の名称	大湫病院附属恵那診療所
医院長名	江口 基子
所在地	恵那市大井町180-25
電話番号	0573-26-3531
診察科	精神科、神経内科、内科
入院設備	なし

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「消防計画」にのっとり昼間および夜間を想定した避難・防災訓練をご入居者の方も参加して実施いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知器 あり ・ガス漏れ報知器 あり ・非常通報装置 あり ・誘導灯 あり ※カーテン等は防災性のものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日：平成27年2月 防火責任者：小板 孫次

13. 当事業所をご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	宿泊する際には事前にご相談ください。
外出・外泊	外出・外泊の際は、外出届を事務所まで提出していただき、許可を取ってください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科の受診が必要と判断された場合または、受診が継続になる場合や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
居室・設備器具の利用	事業所内及び共同生活住居の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲酒	全館禁煙です。飲酒は行事等で可能ですが、他の入居者に迷惑をかける程度にお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、入居者の責任において管理していただきます。自己管理のできない入居者につきましては預かり金管理サービスをご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	入居者の思想、信教は自由ですが、他の入居者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

動 物 飼 育	共同生活住居内へのペットの持ち込みおよび飼育については、管理者とご相談ください。
---------	--

平成 年 月 日

恵那たんぽぽ作業所グループホーム2のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：恵那たんぽぽ作業所 グループホーム2

説明者職名：..... 氏名：.....

私は、本書面に基づいて事業者から恵那たんぽぽ作業所グループホーム2のサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：.....

氏 名：..... ⑩

保証人住所：.....

氏 名：..... ⑩

続 柄：.....

重要事項説明書

指定共同生活援助事業所 恵那たんぽぽ作業所グループホーム2

ver.2016.1.1